

五輪にらみ国より厳しく

7 都が独自に受動喫煙防止条例

取材ノートから



健康に害を及ぼす他人のたばこの煙を吸い込まないように、都が独自に定めた受動喫煙防止条例が6月に成立した。国の法律よりも規制を厳しくしたのが特徴で、2020年東京五輪・

パラリンピックの開催都市として、「たばこのない五輪」を実現させる狙いだ。来年1月1日から一部施行される。

受動喫煙対策で、日本は「後進国」だ。国際オリンピック委員会（IOC）と世界保健機関（WHO）は10年に「たばこのない五輪」の推進で合意し、その後の大半の五輪開催国では、飲食店やオフィスを屋

内禁煙とし、喫煙専用室の設置すら認めていない。

しかし、17年秋に都が条例案を初めて発表して以降、成立までの道のりは難航した。当初は国の健康増進法改正案にならない、面積に応じて飲食店を規制する案としたが、国の案は緩和



都が主催した未成年者喫煙防止ポスターコンクールでは、受動喫煙防止をテーマにした作品も入賞作品に選ばれた。都庁

され、規制の範囲は縮小。小池知事は「やる気があるのか」と国を批判するも、法律と条例の整合性を図る必要性にも迫られた。

そこで都が今春に打ち出したのが、飲食店で従業員を雇ってれば、店の面積にかかわらず原則禁煙とする条例案だった。厚生労働省によると、改正法は客席面積100平方メートル以下で個人経営か中小企業の既存店での喫煙を認めており、禁煙対象となる飲食店は45%にとどまる。一方で都の条例では、禁煙となる飲食店は約84%に上る仕組みだ。受動喫煙を防ぎにくい環境にある「働く人」を守るうえ、喫煙室への子どもの立ち入りも禁止している。準備期間をとるため、条例は今後、段階的に施行される。来年1月の一部施行で、喫煙者は周りの人が受動喫煙しないよう配慮し、保護者も子どもの受動喫煙を防ぐことが求められる。来年9月までに、幼稚園や

学校の敷地内が完全禁煙に、行政機関や病院も建物内で禁煙となり、飲食店でも「喫煙」か「禁煙」のステッカーの表示を義務化。20年4月には飲食店の規制も含めて全面施行され、罰則の適用も始まる予定だ。

ただ、施行が順次迫るなか、規制の詳細は未決定なものも少なくない。従業員がいる飲食店でも喫煙専用室の設置は認められているが、設置基準は定まっていない。東京都飲食業生活衛生同業組合の宇都野知之常務理事は「飲食店の店主たちは準備を進めようと急いでいて、都に問い合わせをするなどしているが決まっていないことが多い」と話す。なぜ受動喫煙を防ぐ必要があり、どう防げばいいのか。対策の「先進国」を目指すためにも、この条例を機に、たばこを吸う人も吸わない人も一緒に考えていきたい。（斉藤寛子）

都の受動喫煙防止条例の施行スケジュール



2019年1月1日(予定)

一部施行

- ・受動喫煙の悪影響を理解する
- ・喫煙者は周りに配慮する
- ・保護者は子どもの受動喫煙を防ぐ

9月1日までに

一部施行

- ・学校や病院、行政機関は敷地内禁煙
- ・店頭に「禁煙」「喫煙」のステッカー表示義務化

2020年4月1日

全面施行

- ・屋内禁煙へ
- ・飲食店(従業員有)など多くの人が利用する施設内は禁煙に